

第1節 駐留軍用地跡地利用の現状

1 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

沖縄県には、我が国における米軍専用施設・区域の73.8パーセントが集中しており、その施設・区域は狭小な県土の中で大規模かつ高密度に形成され、しかも沖縄の振興を図る上で重要な位置に所在している。

復帰後、三次に亘る沖縄振興開発計画や沖縄振興計画に基づく総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、各面にわたる本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど、社会経済は着実に進展してきた。しかしながら、沖縄の米軍施設・区域は、現在でも本県の総面積の10.2パーセント、とりわけ人口、産業が集中する沖縄本島については、18.4パーセントを占め、高密度の状況にあり、県民の良好な生活環境の確保、都市の形成、体系的な道路網の整備等、社会経済の面で大きな影響を及ぼし、県土利用上大きな制約となっている。

また、本土復帰から平成23年3月末までに返還された米軍基地は、面積にして18.2パーセントにとどまり、本土の58.7パーセントと比較して、返還が進展していない状況にある。

そのため、米軍施設・区域の整理縮小に積極的に取り組むとともに、駐留軍用地跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の均衡ある発展につなげていく必要がある。

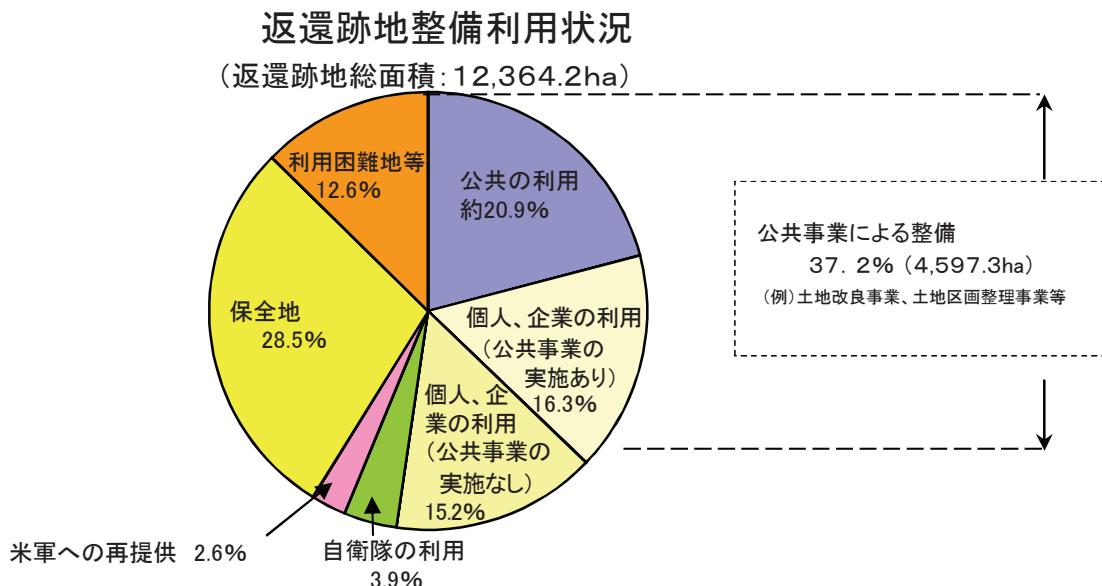
特に、今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地開発は、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ沖縄の都市構造を再編する好機であり、地域の枠を超えた広域的かつ一体的な整備を図るとともに、各々の圏域や地域が広域的に連携・補完しあい、沖縄に潜在する発展の可能性を最大限に引き出していく必要がある。

2 駐留軍用地跡地の利用状況

返還された駐留軍用地は、那覇市の那覇新都心地区等に見られる様に、土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地の確保や不足しがちな公共施設の建設、農地の拡大あるいは工業用地に使用されるなど、地域振興に大きな役割を果たしている。

昭和36年から平成23年3月31日までに返還された駐留軍用地は12,364.2ヘクタールで、そのうち、公共事業により整備されたもの（実施中及び計画中を含む）が返還面積全体の約37パーセントを占めている。

利用形態でみると、個人、企業による利用が約31パーセントで最も多く、そのうちの約半分が土地改良事業や土地区画整理事業等の公共事業が実施されたものとなっている。次いで自然環境保全林等の保全地として利用が約28.0パーセント、国や地方公共団体等による公共の利用が約21.0パーセントとなっている。その他に、自衛隊の利用や米軍への再提供、地形的に使用が困難等による利用困難地等がある。



(1) 跡地利用の整備・利用状況（平成23年3月31日現在）

ア 公共事業による整備

公共事業により整備対象となっている跡地は4,607.9ヘクタールで、返還面積全体の約37パーセントを占めている。そのうち、4,256.4ヘクタールは事業が完了しており、事業実施中が222.5ヘクタール、事業計画中が129.0ヘクタールとなっている。

北部地域では、土地改良事業、農地開発事業、水資源、道路整備等の事業が実施され、また、中南部地域においては宅地開発や公共施設用地の需要が高く、都市地域を中心に、土地区画整理事業や公共施設整備事業が主に実施されている。また、都市近郊の農村地域では、土地改良総合整備事業や農業基盤整備事業等が実施されている。

イ 公共の利用

国、地方公共団体、公社、公益団体等による道路やダム用地等の各公共施設用地等、公共の利用に供する跡地は2,586.8ヘクタールで、跡地面積全体の約21パーセントを占めている。

ウ 個人・企業の利用

個人や企業による住宅用地、工業用地、商業用地、農業用地等の跡地利用は3,883.7ヘクタールで、返還面積全体の約31パーセントを占めている。そのうち、土地改良事業や土地区画整理事業等の公共事業が実施されたものが2,010.5ヘクタールで、跡地面積全体の約16パーセント、それ以外が1,873.2ヘクタールで、15.0パーセントとなっている。

北部地域では、農用地としての利用が多く、そのほかにリゾート施設等として活用されている。また、中南部地域では、農用地、宅地、リゾート施設、ゴルフ場、ホテル及び植物園等に活用されている。

エ 自衛隊の利用

米軍から引き継がれ、自衛隊基地として利用されている跡地は484.2ヘクタールで、返還面積全体の4.0パーセントを占めている。北部地域では航空自衛隊恩納高射教育訓練場（恩納サイト）、中部地域では陸上自衛隊勝連高射教育訓練場（ホワイト・ビーチ地区）等があるが、その多くは南部地域に集中し、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

オ 米軍再提供

米軍からの返還後、再度米軍に提供された跡地は320.0ヘクタールで、返還面積全体の約3パーセントを占め、その大部分が北部地域の北部訓練場である。

カ 保全地の利用

保全地として利用されている跡地は3,526.9ヘクタールで、返還面積全体の約28パーセントを占めている。その大部分が北部地域にあり、自然環境保全林、水源涵養林、災害防備林等良好な自然環境の保全が図られている。

キ 利用困難地等について

上記イ～カ以外の跡地利用の困難な土地、利用未定地等は1,526.6ヘクタールで、返還面積全体の約13パーセントを占めている。跡地関係市町村においては、地権者との調整等、可能な限り跡地の有効利用を推進しているところであるが、地形的に使用が困難であったり、離島のため開発が困難なこと（渡嘉敷村の前島訓練場）、跡地利用に地権者の同意を得ることが困難または合意形成に時間を要すること、細切れ返還で有効利用が図りにくいこと等の問題がある。

(2) 地域別の跡地利用状況（平成23年3月31日現在）

ア 北部地域

北部地域の返還面積は7,758.8ヘクタールで、返還面積全体の約62パーセントを占めている。

北部地域における返還面積の約44パーセントが保全地として利用されており、また、公共事業による整備は約28パーセントとなっている。

北部地域は、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養等の機能を果たすとともに、動植物の貴重種の生息地や水資源の供給地として重要な役割を担っている。そのため、保全地として利用されている跡地の大半を北部地域が占めており、そのほとんどは訓練場跡地（奥訓練場、北部訓練場の一部、川田訓練場等）である。

公共事業については、農業基盤整備事業や水資源の開発、道路整備等の大規模な事業を中心に進められており、与世渡原畜産団地（奥訓練場）、伊江島西部畠地土地改良事業（伊江島補助飛行場）、福地ダム（川田訓練場）、沖縄自動車道（キャンプ・ハンセン）等がある。

また、通信施設等の公共的利用として、海上保安庁ロランC局（慶佐次通信所）がある。

イ 中部地域

中部地域の返還面積は2,970.9ヘクタールで、返還面積全体の約24パーセントを占めている。

中部地域における返還面積の約57パーセントが公共事業による整備であり、また、主な利用形態は個人・企業の利用が約59パーセント、公共の利用が約24パーセントとなっている。

中部地域は、主に都市地域ということもあり、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、土地区画整理事業等の公共事業が実施され、うるま市（旧具志川市）の天願地区（天願通信所）、沖縄市の泡瀬地区・比屋根地区（泡瀬通信施設）、北谷町の北前地区（キャンプ瑞慶覧）等で土地区画整理事業が実施されている。公共施設では、国体会場となった県営総合運動公園（泡瀬通信施設）等がある。

中部ではその他に、リゾート施設（伊計島沿岸警備隊、瀬名波通信施設の一部）、ホテル及び植物園（キャンプ・シールズ）等として跡地が利用されている。

また、読谷村においては、都市近郊型農業の形成を図るため土地改良事業等がこれまでに実施されているが、平成18年には読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設が全部返還され、村や地権者を中心に跡地利用が検討されている。そのうち、読谷補助飛行場跡地においては先進農業支援センター等が整備されている。

ウ 南部地域

南部地域の返還面積は1,590.0ヘクタールで、返還面積全体の約13パーセントを占めている。

南部地域における返還面積の約45パーセントが公共事業による整備であり、また、主な利用形態は個人・企業の利用が約42パーセント、公共の利用が約23パーセント、自衛隊の利用が約21パーセントとなっている。

南部地域は、那覇市とその周辺市町村の一部を含めた都市地域、都市近郊地域及び農村地域から成り、中部地域と同様に、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、公共事業では、那覇市の小禄金城地区（那覇空軍・海軍補助施設）、那覇新都心地区（牧港住宅地区）等の大規模な土地区画整理事業が実施されている。また、都市近郊の農村地域では、立地を活かして土地改良総合整備事業等が施行されている。

また、自衛隊基地として利用されている跡地の多くが南部地域にあり、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

個人・企業の利用では、農用地、宅地、ゴルフ場（与座岳航空通信施設、南部弾薬庫、知念補給地区等）等として活用されている。

エ 宮古地域

宮古地域の返還面積は42.0ヘクタールで、返還面積全体の約0.3パーセントを占めている。

返還された跡地は、海上保安庁ロラン局（宮古ロランA送信所）、航空通信施設（宮古島ボルタック施設）及び航空自衛隊宮古島分屯基地（宮古島航空通信施設）等として利用されている。

オ 八重山地域

八重山地域の返還面積は2.5ヘクタールで、返還面積全体の約0.02パーセントを占めている。

返還された跡地は、街区公園（八重山民政官府）として利用されている。

(注) : () 内は返還施設名である。

3 駐留軍用地跡地利用の課題

これまで駐留軍用地跡地については、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業の実施により有効利用が図られてきたが、これらは必ずしも円滑に推進されたものではなく、地主や関係市町村の意向が配慮されないままの一方的な返還や細切れ返還であったこと、跡地利用計画が策定されないうちに返還されたこと、さらには公共事業に対する地主の理解が得にくかったことなどがあり、跡地利用が遅れる要因となっていた。

土地区画整理事業等の再開発事業を例とした跡地利用の主な遅延要因を整理すると、

- (1) 返還区域及び返還時期の明示の遅れ
- (2) 各種調査の遅れによる跡地利用計画策定の遅れ
- (3) 跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ
- (4) 公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ
- (5) 再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れ

等があげられる。

また、再開発事業等を実施するためにはある程度のまとまった土地が必要であるが、細切れ返還のため事業採択基準に適合せず、事業導入ができない等の理由により、跡地の有効利用が図れず、遊休期間が長期化することがあり、地主は経済的な不利益を蒙ることがある。

その他、返還後の跡地利用を迅速に行うためには、返還前に返還予定施設への立ち入り調査を実施することが有効であるが、現状では立ち入り調査が困難であること、跡地利用のための基盤整備事業や埋蔵文化財調査、公共公益施設の用地取得に要する市町村等の財政負担等の問題がある。

なお、地籍未確定の問題については、昭和52年に「沖縄県の地域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する特別措置法」が施行されたことにより、米軍基地内の地籍確定作業が進められ、平成23年3月31日現在、米軍基地面積（那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）実施の地籍明確化対象地域）の98.75パーセントについて地籍が確定している。

4 駐留軍用地跡地利用の推進に向けた取り組み（経緯）について

（1）「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の制定

沖縄県における米軍施設・区域の大部分は、沖縄戦終結後、米軍が農地、宅地等の多くの民有地を強制的に接収して構築された歴史的経緯があり、現在もなお民有地の占める割合が非常に高くなっている。また、駐留軍用地の賃借料を主な収入源として生計を立てざるを得ない高齢者など、特殊な事情が本県の基地問題を複雑なものにしている。

しかも、駐留軍用地が返還される場合は、わずか30日前の返還通知、細切れ返還、返還後の利活用が配慮されていない等の理由のため、駐留軍用地跡地は広範かつ長期間にわたって遊休化し、駐留軍用地の地主は、経済的に困難な状況に陥ることが多かった。

米軍基地の整理縮小を図り有効かつ適切な跡地利用を推進することは、今後の本県の経済社会の発展を図る上で大きな課題である。

また、駐留軍用地跡地の有効利用が円滑に推進されない現状を抜本的に解決するためには、米軍基地を返還するに当たっての返還のあり方や返還後の補償、跡地の利用促進に関する問題等を、国の責任において適切に対処し、解決していくことが重要である。

このようなことを背景に、県は昭和53年以来、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下、本節において「軍転特措法」という。）の早期立法化を国に要望した。

その結果、軍転特措法は、議員立法として平成6年6月に4回目の国会提案がなされ、「国の負担又は補助の割合の特例等」を削除する等法案の一部を修正のうえ可決され、平成7年6月20日に施行された。（資料9－（1）参照）

（2）沖縄振興特別措置法の制定と駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する取り組み

これまでの跡地利用にかかる問題等を踏まえ、沖縄県は平成11年8月に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の改正」及び「駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立」を内容とする「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」を国へ提出した。（資料9－（2）参照）

政府は、SACO最終報告の着実な実現に向けた取組を進める中で「普天間飛行場代替施設の受け入れ表明」が行われた経緯や、沖縄県及び地元から住民生活や自然環境への特別な配慮、移設先及び

周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用促進等の要請に基づき、平成11年12月、「普天間飛行場の移設に関する政府方針」を閣議決定した。

その中で駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化等について、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」により取り組むことが示された。（資料編9－（3）参照）

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に、内閣官房長官・沖縄開発庁長官、沖縄県知事及び宜野湾市長で構成する「跡地対策準備協議会」が設置され、

1. 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、
2. 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方

について協議されることになった。（資料編9－（4）参照）

その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」（以下、本節において「取組分野ごとの課題と対応方針」という。）が取りまとめられた。（資料編9－（5）参照）

その中で、宜野湾市及び県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定等の進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

なお、「取組分野ごとの課題と対応方針」は、普天間飛行場の跡地利用について取りまとめられたものであるが、駐留軍用地跡地全般に参考になるものとなっている。

また、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法において「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」（資料編9－（6）、（7）参照）が盛り込まれ、跡地利用に関する法制上の枠組みが確保されるとともに、同法に基づく沖縄振興計画において、跡地利用促進に関する取組や跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、県及び跡地関係市町村間の所要の協議、調整を行う「調整機関」等の設置が改めて方針として明記された。

平成14年9月、第7回跡地対策準備協議会において、「調整機関のあり方」について協議が行われ、沖縄担当大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成される「跡地対策協議会」を調整機関として設置することが了承され、同協議会が発足した。（資料編9－（8）参照）

また、これに伴う事務レベル体制については、同協議会の事務処理や政府部内の総合調整を内閣府が担い、国、県、関係市町村間の事務レベルでの総合調整を、内閣府と連携しつつ沖縄県が中心的役割を担うものとすることを受け、沖縄県庁内に「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」を設置し、地元における取組を積極的に進めることとした。

これに先立ち、同年8月には、跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村の連携を図り、跡地対策協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関し連絡調整を図るため、県及び跡地関係市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」を設置した。（資料編9－（9）参照）

平成14年10月には、軍転特措法政令の一部改正が行われ、返還合意後速やかに策定する「返還実施計画」において、国が行う汚染物質や不発弾等の調査及び除去等の原状回復措置について、「返還実施計画に定める事項」として明確に定められた。

これらの枠組の中で、平成15年10月8日に「キャンプ桑江北側地区等」が初の沖縄振興特別措置法に定める特定跡地に指定され、平成18年1月27日には、特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令が制定された。

平成21年4月6日には、読谷村に所在する、読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設が特定跡地に指定され、同年7月29日には、特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令が制定された。

普天間飛行場の跡地利用については、県と宜野湾市が共同で、平成18年2月に具体的な跡地利用計画策定の基礎となる「普天間飛行場跡地利用基本方針」を策定した。また、平成19年5月には、同方針に基づき、関係者の行動指針として共有し、跡地利用計画策定に向けた取組を的確にリードすることを目的に、跡地利用計画の策定に必要な具体的な取組の内容・手順・役割分担等を明らかにした「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を策定した。

その後、平成21年度からは、「普天間飛行跡地利用計画の中間取りまとめ」に取り組み平成24年度に策定した。

(3) 「沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する法律」の制定

駐留軍用地跡地利用の推進に関しては、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（軍転特措法）」及び「沖縄振興特別措置法（沖振法）」の枠組みのもと、国、県、跡地関係市町村が密接に連携し取り組んできた。

これらの法律が平成23年度末に失効し、同時に沖縄振興計画の期間が終了することを踏まえ、県においては、平成22年3月に、概ね20年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」を策定した。同ビジョンには、基地跡地利用の推進は国の責務であり、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減策などの諸問題の解決と大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図ること等が示された。

また、平成22年6月には、県の作成した「沖縄振興計画等総点検報告書」に対し、沖縄県振興審議会（8つの専門部会で構成）より建議を受けた。建議においても、駐留軍用地の利用促進に当たり、跡地開発・利用に必要となる諸条件の整備は、国の責務として万全に実施されるべきであり、特別立法も含め、既存の枠組みとは別の新たな仕組み、制度を求めていく必要がある等の意見が盛り込まれた。

県では、これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において示された米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる「沖縄21世紀ビジョン」の実現のため、特別立法を含めた新たな法制度の制定について、取り組みを進めてきた。

県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」において、平成22年9月に新たな法制度の必要性や、新たな法制度提案の基本スタンス、基本方針等を示した「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え方」「同検討資料」を取りまとめ、関係大臣等へ「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定について」要請を行った。（資料編9-(10)、(11)参照）

また、平成23年6月には、同連絡・調整会議において「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を取りまとめ、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定について」要望を行った。（資料編9-(12)、(13)、(14)参照）

平成24年2月には、政府案及び自民党など野党共同提案による法案が国会に提出されたが、与野党修正協議の結果、3月30日に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する法律（跡地利用推進法）」が可決・成立し、4月1日に施行された。（資料編9-(15)、(16)参照）

跡地利用推進法の制定を受けて、県及び関係市町村においては、跡地利用を円滑に進めるため、返還前からの基地内立入による文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を図るなど、跡地利用計画の早期策定に取り組むとともに、道路、公園等の公共公益施設用地を確保するため、駐留軍用地内の土地を取得し、公有地の拡大を図ることとしている。

また、平成25年1月に、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想、同年3月に普天間飛行場跡地利用計画の中間取りまとめが策定されたところであり、今後、跡地利用推進法に規定された「駐留軍用地跡地利用推進協議会」を組織し、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた協議を行うなど、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携により駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進する必要がある。

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」の概要

①法律の題名

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

②基本理念の明記

○法律の基本理念を新たに規定。

ア 沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。

イ 国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。

ウ 跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

③返還実施計画に基づく支障除去措置

国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づ

き所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる。

④拠点返還地の指定

- 従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。
- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定。
- 200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け。
- 200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定。

⑤駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

- あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化。
- 申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知。

⑥駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
 - 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
- ※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

⑦給付金の支給

- 給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
- 給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。
- 特定給付金（引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定。

⑧駐留軍用地跡地利用推進協議会

- 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

5 駐留軍用地跡地における環境問題

返還軍用地における環境問題については、平成24年4月の跡地利用推進法の施行により、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について「返還実施計画」を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずることとなった。

しかし、既に返還された土地や、今後返還合意される施設で「返還実施計画」の策定されない施設については、対応策が明確に示されていないため、「第3章 基地から派生する諸問題」の「第2節環境問題」の中の「北谷町のドラム缶投棄事件」等に類する問題が今後も発生する可能性がある。

県としては、今後、返還跡地が有害物質により汚染されていることが判明した場合は、

- ① 国において早期の状況把握や原因者の究明について調査を行うこと
- ② 調査後、原因者が米軍であると断定またはその蓋然性が高いと判断された場合は、国において当該有害物質の撤去・処分を実施すること

等を盛り込んだ仕組みの作成を国に対し要請している。

第2節 全部返還施設の現況

復帰当時、87施設、28,660.8ヘクタールあった米軍施設は、平成24年3月31日現在では、33施設、23,187.0ヘクタールとなっている。返還された米軍施設の施設数においては半数以上の返還が見られるが、返還面積は5,697.4ヘクタールと19.9パーセントに止まっている。返還には全部返還、一部返還があり、全部返還面積が54施設、3,179.4ヘクタール、一部返還面積が26施設、2,518.2ヘクタールとなっている。

返還された土地は、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地や商業地の確保、必要な公共事業の整備、農地または工業用地としての利用等により地域振興に大きな役割を果たしている。

一方、地籍の明確化や細切れ返還、跡地利用計画の策定など、跡地によって様々な課題を抱える中、地域の新しい町として発展した場所や、未だ跡地利用が進まない返還地がある。

1 FAC 6102 安波訓練場（4,893千m²、国頭村字安波）

平成10年12月22日、全部返還。同施設は、安波川から安波ダムに係る地域を米軍が地位協定に基づく一時使用施設として使用していたものであり、それが全面解除となったものである。

平成13年度に調査設計を行い、ダム湖面の利活用、自然体験、滞在型の拠点整備事業を実施し、平成19年2月に国頭村環境教育センター（学びの森）を開設した。

2 FAC 6112 久志訓練場（59千m²、名護市字久志）

昭和49年3月31日、全部返還。海兵隊が、地位協定に基づく一時使用施設として使用していた。返還跡地は農業用地として利用されている。

3 FAC 6013 恩納通信所（631千m²、恩納村字恩納）

平成7年11月30日、全部返還。通信所及び事務所として使用されていた。返還跡地は万座毛の南側に位置しており、平成10年に民間によるゴルフ場を主とする跡地利用計画の提案があったが、一部地主の同意が得られず、平成11年に計画は断念された。その後、平成14年2月に沖縄亜熱帯計測技術センター施設の整備が完了し、平成20年5月に恩納村ふれあい体験学習センターが建設された。また、平成21年3月に恩納通信所返還跡地利用地主会と外資系企業が跡地開発の基本合意書に調印し、現在「恩納通信所跡地リゾート計画」に関する環境影響評価を実施中である。

4 FAC 6014 キャンプ・ハーディ（267千m²、宜野座村字松田）

昭和50年3月31日、全部返還。昭和27年に米軍に接収される前はほとんどが山林原野であり、一部谷間や傾斜面にわずかに田畑が点在していた。同施設は、米陸軍アジア地域援助第一特殊部隊（グリーンベレー）の多目的訓練場として、原子砲の実射訓練や各種の火器類、実弾演習等に使用されていた。返還跡地には国際交流村が建設されている。

5 FAC 6215 恩納サイト（268千m²、恩納村字恩納・字谷茶・字富着、金武町字屋嘉）

昭和50年6月30日、全部返還。米陸軍第30防空砲兵旅団が恩納ポイント陸軍補助施設として使用していた同施設は、復帰に伴い恩納サイトに名称が変更された。航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場へ引き継がれている。

6 FAC 6116 屋嘉訓練場（2,001千m²、金武町字屋嘉）

昭和49年3月31日、全部返還。海兵隊が、地位協定に基づく一時使用施設として使用していた。返還跡地は農地開発事業が実施され、農用地として利用されている。

7 FAC 6017 ギンバル訓練場（602千m²、金武町字金武）

平成23年7月31日、全部返還。同施設は、泥土除去施設や消火訓練施設等があり、野外演習、通信演習、ヘリコプターの離発着訓練などが行われていた。返還後の跡地利用については、現在、米軍基地所在市町村活性化特別事業（島懇事業）を活用し、公設民営型の医療施設やリハビリテーション施設を整備中である。

8 FAC 6018 屋嘉レスト・センター（82千m²、金武町字屋嘉）

昭和54年8月31日、全部返還。同施設は、米陸軍人事厚生業務局の管理の下に保養施設として利用されていた。返還跡地は、金武町において復帰先地公共施設整備事業が実施され、住宅地として利用されている。

9 FAC 6021 濱名波通信施設 (4,617千m²、読谷村字濱名波・字宇座・字渡慶次)

平成18年9月30日、マイクロ・ウェーブ塔のある一部区域を除き全部返還（一部区域（マイクロ・ウェーブ塔部分）は、同年10月2日、トライ通信施設に統合された）。「ボロー・ポイント射撃場」、「嘉手納第一サイト」、「ボロー・ポイント陸軍補助施設」とび「読谷第一陸軍補助施設」として使用されていた同施設は、復帰に伴い統合され「ボロー・ポイント射撃場」として提供が開始された。昭和52年10月、濱名波通信施設に名称変更。提供が開始されて以降10回以上の部分返還の後、全部返還された。この施設は西太平洋諸国の放送を傍受していたが、アンテナ地区は大部分が黙認耕作地であった。

返還跡地には残波岬公園が整備され、高級ホテルやゴルフ場などリゾート地として発展している。平成18年返還部分については、平成21年度に跡地利用基本構想を策定し、現在は農村整備事業の導入に向けた調査等を実施中である。

10 FAC 6023 知花サイト (151千m²、沖縄市倉敷、読谷村字親志、恩納村字山田)

平成8年12月31日、全部返還。「知花陸軍補助施設」と「喜名無線中継所」として使用された同施設は、復帰に伴い知花サイトに名称が変更された。ミサイル・サイトとして使用されていた。昭和48年4月23日に、大半の施設が陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場へ引き継がれた。陸上自衛隊の一角で、マイクロウェーブ局として空軍の第18通信隊が使用していたが、平成8年12月に残りの1千m²が返還され、全部返還となった。しかしながら、この1千m²部分については、土地の有効利用ができないとの所有者の要望もあり、平成12年4月1日から陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場として提供されている。

11 FAC 6024 石川陸軍補助施設 (206千m²、うるま市石川東恩納・字昆布・字栄野比)

昭和49年8月3日、全部返還。宿舎及び事務所として使用されていた。返還跡地は一部が宅地やゴルフ場に利用されているが、傾斜や高低差がある地形のため、現在でも多くの山林が残っている。

12 FAC 6025 読谷陸軍補助施設 (122千m²、読谷村字長浜)

昭和49年10月31日、全部返還。宿舎及び事務所として使用されていた。返還跡地は88千m²が宅地として利用されており、残りが原野となっている。

13 FAC 6026 楚辺通信所 (535千m²、読谷村字波平、字座喜味、字上地)

平成18年12月31日、全部返還。同施設は、通称「象の檻」といわれる巨大な檻のようなケージ型アンテナを有し、通信所として使用されていた。返還跡地はほとんどが民有地であり、読谷村が地主会と連携して、復帰先地公共施設整備事業の採択に向けた取組んでおり、平成22年度には、楚辺通信所跡地地区整備ガイドプランを策定し、地区計画策定に向けた検討を行っている。

14 FAC 6027 読谷補助飛行場 (2,930千m²、読谷村字座喜味、字喜名、字伊良皆、字大木、字楚辺、字波平)

平成18年12月31日、全部返還。同施設では、復帰前からパラシュート降下訓練が行われていたが、平成8年12月、SACO最終報告で、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、楚辺通信所が移設された後に全部返還されることが合意された。楚辺通信所移設工事の遅れのため返還が遅れていたが、平成18年7月31日、大部分が返還され、同年12月末に残りの部分が返還された。

返還跡地は、大部分が等価交換により国有地から村有地となった。平成17年に読谷村が策定した跡地利用実施計画に基づき跡地利用が進められ、先進農業支援センター等が整備されているほか、読谷村において、村道中央残波線整備事業や農村整備事業等が実施中である。

15 FAC 6030 天願通信所 (974千m²、うるま市字安慶名・字天願・字赤野・字田場)

昭和58年6月30日、全部返還。昭和48年9月15日に大幅な返還が行われている。昭和48年頃までは、同施設は通信基地としてベトナム、フィリピン、グアムなどの極東地域や米国との長距離通信を行うほか、トライ通信施設との連携の下に使用されていた。返還跡地は天願地区土地区画整理事業が実施され、市役所をはじめとする公共施設や学校、住宅地、郊外型店舗などが建設され、「みどり町」としてうるま市内に新しい町が形成されている。

16 FAC 6033 キャンプ・ヘーベ (638千m²、うるま市字赤道、沖縄市知花・字登川)

昭和52年5月14日、一部区域を除き全部返還（一部区域は、同年12月15日、陸軍貯油施設及びキャンプ瑞慶覧に統合された）。宿舎、事務所及び訓練場として使用されていた同施設は、国道329号沿いにあり、東側に具志川市（現うるま市）赤道、南側に沖縄市知花、北側に沖縄市登川と隣接し、周辺地域の振興開

発の障害となっていた。返還跡地は登川地区土地区画整理事業が実施され、住宅用地、福祉施設、企業用地として利用されている。

17 FAC 6034 平良川通信所 (177千m²、うるま市字仲瀬・字田場・字上江洲・字喜屋武)

昭和49年4月30日、全部返還。昭和48年6月30日に一部が返還されている。通信所として使用されていた。返還跡地には市民芸術劇場、高齢者創作館などが建設され、主に住宅用地として利用されている。

18 FAC 6035 波平陸軍補助施設 (41千m²、読谷村字波平・字都屋)

昭和49年10月31日、全部返還。宿舎及び事務所として使用されていた。返還跡地には県立都屋の里、県立読谷救護園、村立診療所、村立農村婦人の家、村立生き活き健康センター等が整備されている。

19 FAC 6038 嘉手納住宅地区 (103千m²、読谷村字大湾・字古堅・字比謝磯)

昭和52年11月30日、全部返還。読谷村古堅地域と隣接していたこの施設は、空軍の家族住宅として使用され、広い芝生と基地のまわりに金網がないことから、通称「モーガン・マナー地域」として住民に親しまれていた。返還跡地は古堅地区土地区画整理事業が実施され、宅地として利用されている。

20 FAC 6039 砂辺倉庫 (3千m²、北谷町字砂辺)

平成5年6月30日、全部返還。空軍が民間会社の倉庫2棟を家具修理施設として使用していた。返還後は企業が利用している。

21 FAC 6040 砂辺陸軍補助施設 (24千m²、北谷町字砂辺・字浜川)

昭和52年4月30日一部区域を除き全部返還（一部区域は、同年12月15日、陸軍貯油施設に統合された）。返還部分は、嘉手納航空隊の調達事務所及び倉庫として使用されていた。返還跡地は住宅地となっている。

22 FAC 6041 カシジ陸軍補助施設 (7千m²、北谷町字砂辺)

昭和51年9月30日、全部返還。同施設は陸軍の予防医学研究所及び研究所に勤務する職員の住宅等に使用されていた。返還跡地は現在、主に雑種地となっている。

23 FAC 6042 コザ通信所 (5千m²、沖縄市胡屋)

昭和48年3月31日、全部返還。通信所として使用されていた。返還跡地は住宅地となっている。

24 FAC 6045 瑞慶覧通信所 (123千m²、北谷町字吉原、沖縄市字山里)

昭和51年3月31日、全部返還。復帰前は陸軍戦略通信コマンドの通信基地及び太平洋野戦事務所として使用されていた。返還跡地は桃原土地区画整理事業が実施され、現在は宅地となっている。

25 FAC 6047 西原陸軍補助施設 (198千m²、うるま市与那城西原・与那城安勢理・勝連内間・勝連南風原)

昭和49年4月30日、全部返還。昭和48年6月30日に一部が返還されている。米陸軍第30防空砲兵旅団が使用していた。返還跡地は病院等も建設されているが、主に農業用地として利用されている。

26 FAC 6049 泡瀬倉庫地区 (131千m²、北中城村字渡口・字仲順)

昭和48年6月30日、全部返還。覆土式の弾薬庫や倉庫等があった。返還跡地には村立幼稚園（現在は移転）、村立中央公民館、商工研修施設、社会福祉センターなどの公共施設が整備されている。

27 FAC 6050 久場崎学校地区 (127千m²、中城村字久場)

昭和56年3月31日、全部返還。この地域は、中城村の北側に位置し、米軍の接収後は、海外引揚者の収容施設や米軍のモータープール、兵舎等に使用されていたが、その後は米人子弟の学校施設として使用された。返還跡地は久場崎土地区画整理事業が実施され、主に住宅・商業用地として利用されている。

28 FAC 6052 キャンプ・マーシー (369千m²、宜野湾市真志喜・字宇地泊)

昭和51年3月31日、全部返還。この地域は、宜野湾市真志喜の国道58号線から海岸線に至る場所に位置し、獣医センターや小学校及び米軍基地内のP Xを総括するOREの本部が置かれていたが、これらの施

設は、キャンプ桑江に移転している。返還跡地は真志喜地区土地区画整理事業が実施され、沖縄コンベンションセンターなどのコンベンションエリアと連動して、住宅地などの街づくりが図られている。

29 FAC 6053 キャンプ・ブーン (151千m²、宜野湾市字宇地泊)

昭和49年12月10日、全部返還。陸軍の民間人事部、ガードの司令部、U.S.A.憲兵司令部等の施設として使用されていた。返還跡地は宇地泊地区土地区画整理事業が実施され、宅地、公園などが整備されている。

30 FAC 6054 牧港倉庫 (2千m²、浦添市字牧港)

昭和49年12月10日、全部返還。倉庫として使用されていた。返還跡地は民間会社が娯楽施設として利用している。

31 FAC 6055 牧港サービス事務所 (建物のみ、浦添市字牧港)

昭和48年6月30日、全部返還。事務所として使用されていた。なお、同施設は建物のみの施設である。同施設は撤去されている。

32 FAC 6057 牧港補給地区補助施設 (1千m²、浦添市字牧港)

平成5年3月31日、全部返還。返還前は、浦添市の住宅地域にある民間会社内の倉庫の一部が一時保管庫として使用されていたもので、家具類、洗濯機、冷蔵庫等引き上げ家族の使用した家庭用品が保管されていた。返還跡地は民間会社が倉庫として利用している。

33 FAC 6058 牧港調達事務所 (1千m²、浦添市字城間)

昭和49年3月31日、全部返還。事務所として使用されていた。返還跡地は過去に民間会社が飲食店として利用していた。

34 FAC 6059 浦添倉庫 (6千m²、浦添市字勢理客)

昭和50年1月31日、全部返還。昭和48年6月30日に一部が返還されている。倉庫として使用されていた。返還跡地は民間会社が倉庫として利用している。

35 FAC 6060 工兵隊事務所 (53千m²、浦添市字西原)

平成14年9月30日、全部返還。在日米陸軍工兵隊沖縄地区事務所や倉庫として使用されていた。同事務所は、キャンプ瑞慶覧に移転されている。返還跡地は飲食店などの民間施設が整備されている。

36 FAC 6061 牧港住宅地区 (1,926千m²、那覇市上之屋・天久・安謝・銘苅・安里・真嘉比・古島)

昭和62年5月31日、全部返還。復帰後全面返還まで、5回の部分返還が行われた。国道58号線、国道330号及び環状2号に囲まれたこの施設は、那覇市の中心地の近くにあり、奥武山公園の約8倍の面積に将校、下士官の家族住宅1,181戸（昭和49年頃）や、プール、スケート場、P.X.、小学校等の教育、娯楽施設が完備されるなど快適な生活環境施設であった。これらの住宅は、嘉手納飛行場や牧港補給地区、キャンプ・コートニーの代替住宅施設に統合された。

返還跡地は、那覇市の新たな都市拠点づくりとして那覇新都心地区区画整理事業が実施された。当該地区には、那覇市新都心銘苅庁舎、沖縄振興開発金融公庫、沖縄職業総合庁舎などの公共建築物、大型ショッピングセンターや映画館、飲食店などの商業施設、アパートやマンションなどの住宅施設が多数建設され、新しい街の姿が形作られており、那覇市の新しい活気あふれる場所に変貌している。

37 FAC 6062 那覇冷凍倉庫 (建物のみ、那覇市西町)

平成5年3月31日、全部返還。那覇港湾施設に隣接する倉庫地帯にある建物のみの施設で、民間の冷凍倉庫の一部を米軍が賃借し、エクスチェンジサービス沖縄地域営業本部の食料品倉庫として使用していた。平成2年の那覇市曙への移転後、施設は返還され、現在は民間の倉庫として利用されている。

38 FAC 6063 ハーバービュー・クラブ (17千m²、那覇市泉崎・楚辺・壹川)

昭和47年8月14日、全部返還。米軍人、軍属の会議室、食堂、バー及びその他娯楽施設等として使用されていた。復帰後最初の返還地域である。返還跡地はホテルとして利用されている。

39 F A C 6 0 6 5 那覇サービス・センター（5千m²、那覇市奥武山町）

平成7年8月31日、全部返還。この施設は奥武山公園の入口にあり、「シーメンズ・クラブ」と称され、軍人・軍属の福利厚生施設として利用されていた。施設内にはレストラン、酒類、雑誌等を販売する売店、ゲームコーナーなどがあった。なお、「シーメンズ・クラブ」は、那覇港湾施設に移設されている。

返還跡地には県立武道館が建設され、奥武山公園と併せて県民のスポーツ、憩いの場として利用されている。

40 F A C 6 0 6 6 那覇空軍・海軍補助施設（3,739千m²、那覇市宮城・赤嶺・田原・金城・高良・具志・字当間・字安次嶺・字鏡水、豊見城市字瀬長）

昭和61年10月31日、全部返還。那覇空港の背後にあったこの施設は、主に将校と下士官及び軍属用の住宅地域として使用され、施設内には、幼稚園、遊園地、ゴルフ場、P X、銀行等が完備されていた。復帰の際に一部返還され、自衛隊へ引き継がれている。昭和57年3月31日には大幅な部分返還があり、その返還跡地は小禄金城地区土地区画整理事業が実施され、特色ある街づくりが行われており、郊外型店舗の進出や那覇市のベッドタウンとして発展している。

また、同補助施設の弾薬貯蔵基地として使用されていた豊見城市的瀬長島は、昭和52年5月14日に返還された。返還跡地には市営球場や温泉宿泊施設が整備され、レクリエーション関連で利用されており、市内外問わず大勢の利用者で賑わっている。返還跡地の一部においては、土地利用に関する規制が厳しいこともあり、瀬長島観光拠点整備計画に基づき、その有効利用を図っていく。

41 F A C 6 2 6 7 那覇サイト（103千m²、那覇市字安次嶺・字当間・字大嶺）

昭和48年4月3日、全部返還。米陸軍第30防空砲兵旅団が那覇陸軍補助施設として使用していた同施設は、復帰に伴い那覇サイトに名称が変更された。航空自衛隊那覇基地、航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場へ引き継がれている。

42 F A C 6 2 6 8 知念第一サイト（115千m²、南城市知念字知念）

昭和48年4月6日、全部返還。ミサイル・サイトとして使用されていた。陸上自衛隊知念分屯地へ引き継がれている。

43 F A C 6 2 6 9 知念第二サイト（312千m²、南城市知念字吉富・知念字山里・知念字具志堅・佐敷字手登根・佐敷字伊原）

昭和49年1月9日、全部返還。米陸軍第30防空砲兵旅団が知念第二陸軍補助施設として使用していた同施設は、復帰に伴い知念第二サイトに名称が変更された。航空自衛隊知念分屯基地へ引き継がれている。

44 F A C 6 0 7 0 新里通信所（105千m²、南城市佐敷字新里・大里字大城）

昭和49年3月31日、全部返還。返還までの間は、食糧補給基地や米国民政府が置かれるなど米軍の司令部的使用がなされてきた。返還跡地には社会福祉施設の老人ホームや障害者支援施設、保養施設として厚生年金休暇センターが建設されていたが、現在、厚生年金休暇センターは売却され、ホテルとして運営されている。

45 F A C 6 0 7 1 知念補給地区（1,795千m²、南城市玉城字親慶原・玉城字垣花・玉城字仲村渠・玉城字玉城・玉城字中山・玉城字富里・玉城字屋嘉部・玉城字喜良原）

昭和49年10月15日、全部返還。旧玉城村の面積の半分近くを占めていた同施設は、米海軍司令部として使用された後に陸軍の管理下に移され、兵舎、倉庫、米軍人軍属等の住宅に使用された。また、極東戦略の特殊部隊の使用基地として、その機能や性格は秘密にされていたが、ベトナム戦後の極東軍事基地の見直しによって返還の対象とされた。

返還跡地には公園、ゴルフ場、福祉施設、体育センター等が整備され、市民の地域活動の場、憩いの場として活用されている。

46 F A C 6 2 7 2 与座岳航空通信施設（159千m²、糸満市字与座・字大里、八重瀬町字世名城・字高良・字富盛）

昭和51年6月30日、全部返還。航空警戒管制サイトとして使用されていた同施設は、昭和48年3月31日に大部分が返還され、昭和51年に全部返還された。航空自衛隊那覇基地与座分屯基地へ引き継がれているほか、土地改良事業が実施され農業用地として、またゴルフ場としても利用されている。

47 F A C 6 2 7 3 与座岳サイト (122千m²、糸満市真栄平・新垣、八重瀬町字安里・字仲座)

昭和48年4月16日、全部返還。米陸軍第30防空砲兵旅団が与座岳第一陸軍補助施設として使用していた同施設は、復帰に伴い与座岳サイトに名称が変更された。陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場へ引き継がれている。

48 F A C 6 0 7 4 与座岳陸軍補助施設 (217千m²、糸満市字大度・摩文仁、八重瀬町字富盛・字仲座)

昭和49年9月30日、全部返還。米陸軍第30防空砲兵旅団が与座岳第二陸軍補助施設として使用していた同施設は、復帰に伴い与座岳陸軍補助施設に名称が変更された。現在は、陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地へ引き継がれているほか、一部は果樹園として利用されている。

49 F A C 6 0 7 5 南部弾薬庫 (1,287千m²、八重瀬町字破名城・字安里・字与座・字仲座、糸満市字摩文仁)

昭和52年3月31日、全部返還。接收当初はナイキ基地として使用されていたが、その後陸軍及び海軍の通常弾薬庫が設置され、返還されるまで海軍の専用弾薬庫として使用されていた。返還跡地は土地改良事業が実施され、葉野菜等の近郊型農業として利用されているほか、ゴルフ場としても利用されている。

50 F A C 6 2 7 9 久米島航空通信施設 (234千m²、久米島町字宇江城・字仲村渠・字上江洲・字西銘・字大田・字嘉手苅)

昭和48年5月14日、全部返還。航空警戒管制サイトとして使用されていた。航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地へ引き継がれている。

51 F A C 6 2 8 6 宮古島ボルタック施設 (164千m²、宮古島市平良字下里)

昭和48年2月15日、全部返還。航法援助施設として使用されていた。航空通信施設が設置されている。

52 F A C 6 2 8 7 宮古島航空通信施設 (101千m²、宮古島市平良字下里・平良字西里・上野字野原)

昭和48年2月15日、全部返還。航空警戒管制サイトとして使用されていた。航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地へ引き継がれているほか、上水道施設や畜産センターなどが建設されている。

53 F A C 6 0 8 9 那覇海軍航空施設 (836千m²、那覇市宮城・具志・字大嶺・字当間・字鏡水)

昭和50年6月27日、全部返還。飛行場として使用されていた。現在は那覇空港として使用されている。

54 F A C 6 0 9 0 伊波城観光ホテル (60千m²、うるま市石川伊波)

昭和54年6月30日、全部返還。住宅及び厚生施設として使用されていた。返還跡地は県営石川団地、リゾートホテル、民間の社員寮などとして利用されている。

なお、一部返還された跡地についても新しい街づくりが行われている。

泡瀬通信施設は、海邦国体の主会場となった県総合運動公園やし尿処理施設などの公共施設が建設されているほか、一部土地区画整理事業が完了し、住宅地としても利用されている。

キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場地区及びメイ・モスカラ射撃場地区の返還跡地には、飲食店、大手スーパーなどが建設され、多くの若者達に利用されている。

キャンプ桑江北側地区等においては、旧沖縄振興特別措置法に基づき特定跡地として指定され、現在は桑江伊平地区土地区画整理事業が実施されている。平成23年9月に一部地区について使用収益が開始され、平成25年3月末に2回目の使用収益開始の予定となっている。その後、残りの地区についても順次使用収益が開始される予定となっている。

○天願通信所（987千m²、うるま市）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影
(写真提供: 沖縄タイムス社)

返還後



2005(平成17年)撮影
(写真提供: 沖縄タイムス社)

○キャンプ瑞慶覧（ハンビー飛行場）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影
(写真提供: 沖縄タイムス社)

返還後



2005(平成17年)撮影
(写真提供: 沖縄タイムス社)

○牧港住宅地区（1,926千m²、那覇市）の当時と現在の様子

返還前



返還前の牧港住宅地区

返還後



返還後の牧港住宅地区
(写真提供：独立行政法人都市再生機構)